

## 御 政 格 御 法 度 書 (二)

—文政二年五月 谷川庄屋文書—

解説並に提供  
会員 柴 矢 勘 藏

有り候はば、嚴重の御咎とがめ仰せつたるべく候。尚又吟味の士の差廻し候間、其旨承々迄申し聞かせ置く可く候事。

在浦役人在医社人山伏其外頭立候者外、指掌參用、女日格別たるべく、尤モ女左ノ共日命用ハ候儀相成らず候。木締合持等在浦役人夫リ共限く無用の事

附り、慈庄屋元小使在浦皆令ハ諸帳面等持廻り候事故並の奉は格別たるべキ事。

一百姓共家作の儀、兼て仰せ付け置ケル候通きつう急處相守

リ大造おさりする普請決して仕る間數く、手替てがへく造作せし

公べく候。板天井、襖ふなわ、庇ひ等堅く無用。尤是追前

束り候分は其候用ハ置き、追て修覆の節取扱へべく、

襖は板戸に取替かわへべく候。以後家作いの一候前広圓

面を以て村役人へ相断り、成能の上吟味じんみさせとげ若し御

法度相背き候ものば取崩とりぬし建直し申すべく候事。

在一在浦のもの共婚儀ごんぎ、又は表立候祝儀私わたくし事ことい夫し候

一在浦の者共婚儀の節、又は表立候祝儀私わたくし事ことい夫し候

一在浦のもの共葬式の節大勢相集あつらす、分限より手替てがへに及

共き故ゆゑを、うら音おとぞぶり、おり下駄堅く無用の事。

一在浦大庄屋庄屋共おおやうやう、惟子よしむすめ、實物じぶつ、太縫帶ふよぎの儀堅く無用、

一在浦共の儀は青染紋付相用うべく、女子共下至おもまで

都度目立めだて候儀ぎ、其太縫帶ふよぎ一切無用の旨、去る亥年中なかに付け置おき候延、近來心得違たがひのヨリも間まニこれあらやと相聞きき之不將まじ力至いたに候。向後御法度相應あわせ候まつもハ此これ

一在浦役人やくじん在医社人いじ山伏其外頭立めだて候者あそ外、指掌參用、女日格別とがべたるべく、尤モ女左ノ共日命用ハ候儀相成らず候。木締合持等在浦役人夫リ共限く無用の事

心者差置候儀さしおきこれあり願ねがハ様相聞こえ不增ふぞうカ至いたリに候。古いき神じんの儀ぎこれあり候及あば、早々取崩とりぬし申才あべく、出家社人共より相あわせ然ぜんを以て百姓共より金銀米錢差出あわせさせ候儀堅く無用むようハ候。御役人免狀めんじょうこれなく候はば指出しゆしゆつし申才あまじく候。若し心得違たがひのものこれあり候はば、在所名なままえ等とう御役所ごやくしょへ早々申し出だすべく候事。

附つきり、田畠山畠たばたけさんばたけに屋敷取とりり一切無用、是まで用烟たばこあり候居宅きじやくたくの分は山城さんじやく差支さしつえなき所ところを見立て、追々引移いりはらるべく、尤モ其節御役所ごやくしょへ相断あわせり差回さかまわき請うけくべき事。

一神事じんじの儀ぎ及およ是追前まへまへ候通きつうり候まへいき儀ぎこれ無なき様よう祭座まつざに相あわせり候節じやくは其朴氏子限かぎり相集あつり、聊まよがも霞かほ成なる儀ぎこれ無なき様よう相心得おもかがきべき事。

一在浦大庄屋庄屋共おおやうやう、惟子よしむすめ、實物じぶつ、太縫帶ふよぎの儀堅く無用、

一在浦共の儀は青染紋付相用うべく、女子共下至おもまで

都度目立めだて候儀ぎ、其太縫帶ふよぎ一切無用の旨、去る亥年中なかに付け置おき候延、近來心得違たがひのヨリも間まニこれあらやと相聞きき之不將まじ力至いたに候。向後御法度相應あわせ候まつもハ此これ

一在浦のもの共葬式の節大勢相集あつらす、分限より手替てがへに及

共き故ゆゑを、うら音おとぞぶり、おり下駄堅く無用の事。

一在浦のもの共葬式の節石打、水祝等よめの儀兼て御停止ごていに仰あせ

附つきり、斧のこの儀ぎ候開まわ、尚又心得違たがひニこれ無なき様よう相守あそり申ますべく候事。

當み右に準ずべく候事。

一 在浦舎共心得の儀在浦の者其御停止の日立候染色模様手足及儀形付等の染物相類及候共請合へ申す間敷く候。たとへ他領より相續及候由申越候とても、其村役人共より印形書付これまく候はば受合申すまじく候事。浦すの儀日、上方顕戸旅人に出会い事ひ取引いたし候事ゆえ、在方に達い候次第モこれ有るべく候へ共、請事前条の趣きを以て取扱がましき儀これなき候賢素口相心得べく候事。

古昔寛政三年、同六庚年、享和三年、御改格付追々御法度仰せ出され候延、年隔たり模がま一き次第もこれある也。尚又此度仰せ出され候御賜手向の儀追々申し渡し置き候通り、近來必至と御手詰に相成り候上打続く不時の諸御入籠等これあり、莫大の御借財出来いたし候に付、去る寅年御省略御改正仰せ出され候御儀に候。然る延日冬以来御賜手向詰、御差支え、御当地一統困窮於極らず、猶江戸大阪共に此上御借財更に御出未成立され難く、此節に至り御手詰に及び候段逐一御聽に達し、甚だもつて御心勞に思し召上げられ候。然る上は是非共御年貢並に諸運上銀御収納高を以て御公務并に御経費様御合力御幕し方次々御家中の御扶持等迄、悉く御内署に相済ませ候様にとの思召に候。依て東西御役人存じ寄りの趣一々聞し召し届けられ候延、何程御幕し方御減膳仰せ出され候とも、只今力御姿にて且恐多くは候へ共御取続覺束なく候。御領分のもの共へも追々過分の差出米銀並に諸運上督仰せつけられ候上は、萬々不自由致す可くと不便の次第に思召し上げられ候。

七外御所務の御手当もこれまく併し候ら一日も其保書下差置かれ候て是此上の御手詰下も復び立ざるべく、

且は御家中、西所、御領分中一統の難處に相成候儀も、基以て御心勞あらせらる、猶当暮より七ヶ月の間御膳手元並に御家中知行御給米御年限中は下し置かれず、夫々割合を以て御扶持方下し置かれ、江戸大阪御借財の儀格々年の開元利共御返済御詰り及び、御近親様方を始め奉り請家中係へ御吉凶につれて御音標御使い物等迄嚴しく御断り仰せ進められ候。尤モ御公務其外御出の節都て御供是迄の御年減に仰せ付せられ、御近習其外御輿向においても過分の御人減一仰せ付けられ、御表御輿共兩三人対召仕おれ誠下御家風御改正の恩臣と以て格別御嚴略仰せられ、重々御不自由遣はされ候段恐多き御事に候。右駄の御次第に候間御領内のもの共に御入札を乞ひ、子細これ有り難淡い左し候ても御貸渡米銀御穀等の御手当これ無く候間兼々其心得を以て、凶年不時の手当等銘々心懸置き、儉節相用の候機事要の事に候。依て町在浦においても前条の通仰せ付られ候貨棗約等相用候は軒別相続の基、下方御救とて仰せられ候事に候間御心得違ひこれ無き様、役人共時々立廻り手堅く申付べく候。万一向後御法度相背候事のこれあるに於ては当人は勿論役人共に至る迄御咎め仰せ付らるべく候。尚見廻りの者指廻し御法度筋背き候事の反見付次第其の所の役人へ預け置き、早々申し出づ可キ旨申付候間五人組共相互に吟味を遂やべく候。此の後銘々暮し方貨棗約相用い、少しも費えがましき儀これなく、家業作間の稼ぎ油漸無く精出し候様常々申し聞かせ、御年貢諸上納夫役等追滞無く相勧めべく候。

五月

右御書付年中三度、五人組帳読度一ヵ月上まで読み聞かせの上、其度々請書證文差しへ事